

【新設】(割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)

2-1-1の9 法人が割賦販売等（月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行われる資産の販売等及び延払条件が付された資産の販売等をいう。以下2-1-1の9において同じ。）又は法第63条第1項《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定するリース譲渡（同条の規定の適用を受けるものを除く。以下2-1-1の9において「リース譲渡」という。）を行った場合において、当該割賦販売等又はリース譲渡に係る販売代価と賦払期間又はリース期間（法第64条の2第3項《リース取引に係る所得の金額の計算》に規定するリース取引に係る契約において定められた同条第1項に規定するリース資産の賃貸借期間をいう。）中の利息に相当する金額とが区分されているときは、当該利息に相当する金額を当該割賦販売等又はリース譲渡に係る収益の額に含めないことができる。

【解説】

- 1 本通達は、割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分についての旧通達2-4-11《長期割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当額》の取扱いについて平成30年度税制改正後も同様となる旨を明らかにするものである。
- 2 会計上、利息相当分の区分について、収益認識基準の導入前は、商品の販売取引と金融取引を区分して会計処理するような具体的な定めは設けられていなかった。
収益認識基準では、契約の当事者が明示的又は黙示的に合意した支払時期により、財又はサービスの顧客への移転に係る信用供与についての重要な便益が顧客又は企業に提供される場合には、顧客との契約は重要な金融要素を含むものとされ（収益認識基準56）、利息部分を切り離して収益認識することとされている。
- 3 法人税においては、法人が割賦販売等に該当する資産の販売等を行った場合には、代金回収の期間が長期にわたることから、資産の販売代価と賦払期間に係る利息に相当する金額とを合わせて販売価額を決定する場合に、当該割賦販売等に係る契約により販売代価と賦払期間中の利息に相当する金額とが明確、かつ、合理的に区分されているときは、当該利息相当額を当該割賦販売等に係る収益の額に含めないことができることとする取扱いを設けていた（旧通達2-4-11）。
収益認識基準の導入を受けて、法人税基本通達2-1-1の8《資産の販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分》の規定を新設したところであり、本通達の取扱いはおおむねこれに含まれていると考えることもできるのであるが、収益認識基準では、割賦販売等に該当する取引に係る金融要素がその契約にとって重要であるかどうかといった判定を行う点で若干範囲を異にすることから、収益認識基準の導入前の公正な会計慣行を踏まえた旧通達2-4-11の取扱いを実質的に存続することとしたものである。
- 4 具体的には、法人が割賦販売等（月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行われる資産の販売等及び延払条件が付された資産の販売等をいう。以下同じ。）又は法人税法第63条第1項《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定するリース譲渡（同条の規定の適用を受けるものを除く。以下「リース譲渡」という。）を行った場合において、当該割賦販売等又はリース譲渡に係る販売代価と賦払期間又はリース期間（法人税法第64条の2第3項《リース取引に係る所得の金額の計算》に規定するリース取引に係る契約において定められた同条第1項に規定す

るリース資産の賃貸借期間をいう。) 中の利息に相当する金額とが区分されているときは、当該利息に相当する金額を当該割賦販売等又はリース譲渡に係る収益の額に含めないことができることとしている。

- 5 なお、旧通達 2-4-11 の取扱いでは、当該割賦販売等に係る契約により販売代価と賦払期間中の利息に相当する金額とが「明確、かつ、合理的に区分されているとき」に限定されていたが、収益認識基準は、例えば、約定対価と商品の現金販売価格の差額や、商品が販売されてから顧客が支払を行うまでの期間といったあらゆる事実や状況を考慮して金利相当分が含まれるかどうかについて、取引をより精緻に区分しようとするものであり、区分に際しては販売代価と賦払期間中の利息に相当する金額が契約上明記されていることは必ずしも条件ではないことから、収益認識基準の導入を契機として、本通達の取扱いは契約により「明確、かつ、合理的に区分されているとき」に限定しないこととしている。

なお、割賦販売法に基づく割賦販売においては、現金販売価格、割賦販売価格及び手数料の料率等を買手に表示しなければならないことになっており、割賦販売法の要件に該当する取引は本通達の対象となると考えられる。また、利息の計算方式についても、元利均等方式や元金均等方式のいわゆる残債方式やアドオン方式のように一般的に行われている計算方式が求められるものと考えられる。

- 6 なお、本通達の対象から法人税法第 63 条の規定の適用を受けるリース譲渡を除いている趣旨は、同条に基づく法人税法施行令第 124 条においては利息相当額を含めたものを対価の額としていることによる。

- 7 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 2-1-1 の 9）を定めている。